

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則を公布する。

平成18年9月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第35号

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日は、平成18年10月20日とする。

(産業観光局農林振興室農業計画課)